

井原恕奨学資金運用細則

平成30年度九大細則第15号
制 定：平成30年10月25日
最終改正：令和4年3月31日
(令和3年度九大細則第29号)

(趣旨)

第1条 九州大学名誉教授故井原恕氏の遺族の寄附に基づく奨学資金の運用については、この細則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨学金は、経済的に困窮し修学に支障が生じている学部学生及び海外における学会等での研究成果の発表の機会があるにもかかわらず経済的に困窮し、学会等に参加することが困難な大学院生に対して、経済的に支援することにより、有意義な大学生生活を送り、社会に貢献する人材となるよう、研究意欲のさらなる向上に資することを目的とする。

(奨学金の名称)

第3条 第1条の奨学資金により給付する学資を井原恕奨学金(以下「奨学金」という。)と称する。

(運営委員会)

第4条 この奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため井原恕奨学金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に委員長を置き、工学部長又は工学府長をもって充てる。
- 3 運営委員会の委員は、委員長が指名する。

(奨学生の資格)

第5条 奨学金を給付される学部学生(以下「学部奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 工学部地球資源システム工学科2年次に在学する者(留学生を除く。)
- (2) 学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者
- (3) 人間性豊かで、志が高く人格的に優れていると認められる者

第6条 奨学金を給付される大学院生(以下「大学院奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 工学府地球資源システム工学専攻博士後期課程に在学する者
- (2) 海外で開催される国際研究集会等に参加する者又は参加を予定している者で、口頭、ポスター等の発表を行うもの。ただし、他の資金から渡航費及び滞在費等(以下「旅費等」という。)の支援を受けている者並びに日本学術振興会特別研究員として採用されている者は除く。
- (3) 奨学金を過去に受給していない者

(奨学金給付期間、給付額及び使途)

第7条 学部奨学生に奨学金を給付する期間は、修業年限を上限とし、年額50万円を一括で給付する。ただし、2年次の学部奨学生の給付の額は、年額25万円とする。

- 2 大学院奨学生に奨学金を給付する場合の使途は、国際研究集会等で発表を行うための旅費等に限るものとする。
- 3 前項の旅費等は、国立大学法人九州大学旅費規程(平成16年度九大就規第57号)及び国立大学法人九州大学旅費取扱細則(平成16年度九大細則第45号)に基づき算

定し、25万円を上限として給付する。

(申請期間及び方法等)

第8条 奨学金の給付を希望する学部学生は、願書、所得及び世帯に関する証明書、成績証明書その他必要な書類を所定の期間に工学部長に提出しなければならない。

2 奨学金の給付を希望する大学院生は、申請書、指導教員の推薦書、国際研究集会等の概要が分かる書類及び当該研究集会での発表に係る採択通知を工学府長に提出しなければならない。

3 前項の場合の申請期限は、国際研究集会等の開催時期に応じ、次のとおりとする。

4月から9月の間に開催されるもの 前年の12月末まで

10月から翌年3月の間に開催されるもの 6月末まで

(奨学生の決定)

第9条 工学部長は、運営委員会の議を経て毎年度1名の工学部の学生を学部奨学生として決定し、工学府長は、運営委員会の議を経て工学府の学生を大学院奨学生として決定する。

(奨学金の停止)

第10条 工学部長は、学部奨学生が海外渡航、海外留学、疾病等のやむを得ない事情により休学又は留年した場合、当該期間、奨学金の給付を停止するものとし、すでに奨学金を給付している場合は、第3項に基づき算出した額を返還させるものとする。

2 奨学金の給付を停止する期間は、当該事情の生じた日の属する月の翌月(当該事情の生じた日が月の初日である場合は、その日が属する月)から当該事情の終了した日の属する月の前月(当該事情の終了した日が月の末日である場合は、その日が属する月)までの期間(以下「停止期間」という。)とする。

3 給付を停止する額は、奨学金の額を12で除した額に停止期間の月数を乗じた額とする。ただし、2年次の学部学生の場合においては、給付した奨学金の額を6で除した額に停止期間の月数を乗じた額とする。

(奨学金の辞退)

第11条 大学院奨学生は、次の事由に該当する場合は、理由書を付して工学府長に奨学金の辞退を申し出なければならない。

- (1) 他の資金等からの支援が決定した場合。
- (2) 国際研究集会等の開催が中止になった場合。
- (3) 都合により国際研究集会等に参加できなくなった場合。

(奨学金の取消)

第12条 工学部長又は工学府長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を行わないこととする。

- (1) 懲戒処分又は嚴重注意を受けたとき。
 - (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
 - (3) 退学又は除籍となったとき。
 - (4) その他奨学生として不適当と運営委員会が認めたとき。
- 2 学部奨学生が、前項の規定により奨学金の給付を取り消された場合は、給付期間のうち、取り消す事情が生じた日の属する月の翌月(取り消す事情が生じた日が月の初日である場合は、その日が属する月)以降(以下「取消期間」という。)の給付を行わない

こととし、すでに奨学金を給付している場合は、次項に基づき算出した額を返還させるものとする。

3 給付を取り消す額は、奨学金の額を12で除した額に取消期間の月数を乗じた額とする。ただし、2年次の学部学生の場合においては、給付した奨学金の額を6で除した額に取消期間の月数を乗じた額とする。

4 大学院奨学生が第1項の規定により奨学金の給付を取り消された場合は、すでに給付の対象となった国際研究集会等へ参加した場合を除き、給付した奨学金の全額の返還を求めるものとする。

(事務)

第13条 奨学金に関する事務は、工学部等事務部教務課において行う。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、奨学金の運用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学部奨学生に係るものについては工学部長が、大学院奨学生に係るものについては工学府長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年10月25日から施行する。ただし、第5条、第7条第1項、第8条第1項及び第10条に係る規定並びに第9条及び第12条の学部学生に係る規定は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。